入院のご案内





医療法人 微風会 浜 寺 病 院

592-0003 高石市東羽衣 7-10-39

TEL. 072-261-2664

FAX. 072-263-5530

https://hamadera-hospital.com

入院された方、ご家族の皆様へ

この度は、当院を治療の場としてお選びいただき、 誠にありがとうございます。

従業員一同、ご期待に沿い一日も早く全快されますよう、 医療に、看護に努力する心算でございます。 当院のモットーは、「親切」「丁寧」です。

入院された方々を自分の家族と思って接するよう指導しております。 入院中お気づきの点がありましたら、ご遠慮なくお申し出下さい

皆様方のご要望にお応えさせて頂くよう努めてまいります。

<病	棟>	病棟	階
<主 %	台 医>		
<看護	師長>		
 <ソーシ	/ャルワーカー>	>	

≪入院時必要な物≫

- ●健康保険証またはマイナンバーカード
- ●高齢受給者証(70歳~74歳の方)
- ●ひとり親医療・障害者医療などの公費負担医療証(お持ちの方)
- ●限度額適用認定証
- ●判子(患者様・ご家族様分)
- ●入院時保証金 100.000 円 (健康保険ご加入の方)
 - ※入院中に必要な衣類・日用品等は病棟スタッフよりご説明いたします、また病衣・日用品をセットにした 「入院セットリース」もご利用いただけます。
 - ※「入院セットリース」は小山メディカルサービス株式会社とご契約いただきます

≪入院費用について≫

1. 入院時保証金 (健康保険ご加入の方)

入院時に10万円をお預かりし退院時にご返金いたします。尚、毎月の入院費には充当いただけません。

2. 患者様のお小遣い管理

ご希望の方は病院で管理させていただきます。(管理費が発生します)

3. 入院費請求書の発行について

請求書は月末締め翌月10日に発行、請求書はご入金いただくまで当院で保管しております。医療費 は毎月10日以降に「請求金額のお知らせ通知」を送付いたします、不要な方はお申し出ください。 ※請求が無い場合、送付はございません。

■毎月のお支払いは請求月の翌月末までにご入金をお願いいたします。

例:10月10日~10月31日入院分→11月30日までにお支払い

4. お支払い方法

●1階会計窓口:現金・クレジットカード・デビットカードでお支払いただけます。

(平日・土曜・日曜・祝日9:00~20:00まで)

















●銀行振込:振込ご希望の方は振込口座を受付窓口にてご案内いたします。

領収書の再発行はできません。紛失された場合は、「支払証明書」(有料)を発行いたします。

5. 退院精算について

退院精算は1階会計窓口にて、10:00から20:00の間にご精算いただけます。

ご精算後退院証明書をお渡しいたします、病棟スタッフにご提示いただき退院確定となります。

※退院証明書は退院後3ヶ月以内に入院される場合、医療機関にご提出いただく証明書です。

6. 保険適用時の医療費負担割合・食事療養費標準負担額

健康保険の種類	医療費負担割合	食事療養費標準負担額
社会保険・国民健康保険	3割	
前期高齢者(70歳~74歳)	2割・3割	490円
後期高齢者医療	1割・2割・3割	

■医療費・限度額適用認定証について

医療費は上記の負担割合で算出します。医療費が高額な場合「限度額適用認定証」をご提示ください。 医療機関窓口負担額を所得に応じた限度額で算出が出来る証です。 ご提示いただくことで高額療養費の申請が不要です。

- <限度額認定証申請方法>※一般的な例
 - ●被保険者証●本人確認書類(運転免許書・パスポート等)●マイナンバーカード
 - ●委任状 (代理人が手続きを行う場合)

上記ご持参のうえ、加入されている医療保険の保険者(健康保険組合、協会けんぽ 各支部、市区町村など)に申請してください。<u>なお、食事療養費や室料などの費用は高額療</u> 養費の支給対象には含まれません。

7.70歳未満の方の医療費

■限度額適用認定証をご提示された場合の医療費(直近の1年間)

	自己負担額(1ヶ月)	食事療養費		
所得区分	3回目までのお支払い額	4 回目以降の お支払い額	標準負担額	
ア	252,600円 + (総医療費-842,000円)×1%	140,100円		
1	167,400円 + (総医療費-558,000円)× 1 %		1食490円	
ウ 80,100円 + (総医療費-267,000円)×1%		44,400円	(1ヶ月93食45570円)	
工 57,600円		44,400円		
才 (住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円	1食230円 (1ヶ月93食21390円)	

■例:限度額適用認定証区分「ウ」の診療費※複数医療機関通算不可

入院月	1月目	2月目	3 月 目	4 月目	5 月 目	6月目以降
診療費	78,000 円	82,430 円	82,430 円	82,430 円	44,400 円	44,400 円
多数回 (3回)該当	非該当	該当	該当	該当	4回目以	降の限度額

■所得区分「ウ」のお支払い例(医療費500,000円の場合)

限度額提示無し:医療費500,000円×30%=150,000円

+食事療養費標準負担額 45,570 円 (4 9 0 円× 9 3 食) 合計 195,570 円

限度額提示有り: (医療費 500,000 円 - 267,000 円) × 1 % = 2,330 円 + 80,100 円

+ 食事療養費標準負担額 45,570 円 (4 9 0 円× 9 3 食) 合計 128,000 円

限度額提示有無の差額 67.570円

8. 70歳以上・65歳~69歳で後期高齢者医療の方の医療費

■限度額適用認定証をご提示された場合の医療費(直近の1年間)

現役並み川・一般1割・2割の方の限度額適用認定証は発行されません

被保険者の所得区分		自己負担額(1ヶ月)	4 回目降	食事療養費 標準負担額	
	現役並みⅢ	252,600 円 + (医療費-842,000 円)× 1 %	140,100 円		
現役並み	167,400 円 現役並み II + 93,000 円 (医療費-558,000 円)×1%		1食490円		
	現役並みI	80,100円 + (医療費-267,000円)× 1%		(1ヶ月93食 45570円)	
一般世帯(1割・2割)		57,600 円	44,400 円		
住 民 税 区分		24,600 円		1食230円 (1ヶ月93食 21390円)	
非課税世帯	区分丨	15,000 円		1食110円	

■例:限度額適用認定証区分「現役並み I 」の医療費※複数医療機関通算不可

入院月	1月目	2 月 目	3 月目	4 月目	5 月 目	6月目以降
医療費	75,000 円	82,430円	82,430 円	82,430 円	44,400 円	44,400円
多数回(3回)該当	非該当	該当	該当	該当	4 回目以降	降の限度額

■所得区分「現役並み I 」のお支払い例(医療費 5 00,000 円の場合)

限度額提示無し:医療費 5 00,000 円×3 0 %=150,000 円

+食事療養費標準負担額 45,570 円 (4 9 0 円× 9 3 食) 合計 195,570 円

限度額提示有り:医療費(500,000円-267,000円)×1%=2,330円+80,100円

+食事療養費標準負担額 45,570 円 (4 9 0 円× 9 3 食) 合計 128,000 円

限度額提示有無の差額 67,570円

■所得区分「区分Ⅱ」のお支払い例(医療費500,000円の場合)

限度額提示無し:医療費500,000円×10%=50,000円

+食事療養費標準負担額 45,570 円 (4 9 0 円× 9 3 食) 合計 95,570 円

限度額提示有り:医療費 24,600円

+ 食事療養費標準負担額 21,390 円 (2 3 0 円×9 3 食) 合計 45,990 円

限度額提示有無の差額 49,580円

<所得区分「区分オ」・「区分Ⅱ」の方へ>

入院日数が連続する 12 カ月で 9 1 日以上になり「長期該当」の手続きをされた場合、食事療養費標準負担額が 1 食 2 3 0 円から 1 8 0 円に減額されます。判子(患者様及び、申請者様)・保険証一式、申請される方の身分証明書、世帯主様名義の口座番号のわかるもの、連続する 1 2 ヶ月に入院日数が 9 0 日を超えていると確認できるもの(お支払いただいた領収証)をご持参のうえ、ご加入されている保険者様におたずねください。手続きをされましたら、出来るだけ速やかに病院へご提示をお願いいたします。ご提示がない場合は、1 食につき 2 3 0 円の食事療養費標準負担額を請求させて頂きます。

■例:限度額適用区分「オ」「区分Ⅱ」の食事療養費(長期該当手続き必要)※複数医療機関通算可

	1月目	2 月目	3 月 目	4 月 目	5 月目以降
入院日数	10日	3 0 日	3 1 日	3 1 日	
通算入院日数	10日	40日	7 1 日	101日	「長期該当日」が記載された
食事療養費	2 3 0 円	230円	2 3 0 円	2 3 0 円	限度額適用認定書を病院にご提示ください。
(18)				0	該当日から1食180円(5
長期該当時期	×	×	×	入院日数	0円減額)になります
				9 0 日超	

《患者様の個人情報》

当院では、患者様に安心して医療を受けていただくために、診療に基づく知り得た個人情報の取扱いについて、適切な運用・保護に努めてまいりました。

平成 17 年 4 月より個人情報保護法の施行を受け、法を遵守し、院内規則を作成し診療情報の管理運用について万全な体制で取り組んでいます。

また、院内に個人情報に関する患者様向けの掲示を行い、個人情報や診療情報の取扱いについてご案内しております。

《お知らせ》

- ◎ 面会時間は9:00~20:00までです
- ◎ 患者様のお名前を病室入口やベッドに表示させていただきます。表示を望まれない方はお申し出下さ
- ◎ 安全のためモニターカメラシステムを導入しています。
 病棟のロビーや廊下にモニターカメラを設置して、患者様の安全を見守っています。
- ◎ 無料送迎車を運行しております、区間は病院発着南海本線羽衣駅とJR阪和線鳳駅です。 時刻表は1階受付にございます。
- 入院の有無についてのお問合せは、原則としてお断りしております。個人情報保護法・精神保健福祉法の規定により職員は患者さまの秘密を守る義務が課せられています。

《お願い》

- ・現在お持ちの保険証・限度額適用認定証等に変更があった場合は変更された月中に必ずお申し出ください。
- ・入院中に他医療機関を受診され、お薬の処方(内服薬・目薬・軟膏・湿布など)を受けることは原則できません。必要な場合は、必ず主治医・看護師へ事前にご相談下さい。相談されないまま受診された場合は、その医療費は実費になることがありますのでご注意下さい。
- ・衛生上の問題や肥満の予防、及び誤嚥事故の防止のためお部屋への食べ物の持込みはお断りしています。お やつなどはナースステーション(看護スタッフ)でお預かりし、補食については別途時間を設定しています。 ご理解、ご協力お願いいたします。
- ・紛失、盗難防止のため、必要以外の現金・貴重品等は病室には持ち込まないようにお願いします。万一紛失・ 盗難等ございましても一切責任は負いかねますのでご了承ください。
- ・病院内での携帯電話の利用は医師の指示に基づきご利用いただけます。
- ·各種診断書・証明書など必要な場合は、1F受付にお申し出ください。

2024.06 改版